

## 第 2 章 消防同意事務処理手引き

### 第 1 節 主 旨

この手引きは、法第 7 条の規定に基づき、特定行政庁若しくは建築主事（以下この章において「主事等」という。）又は指定確認検査機関（以下この章において「指定機関」という。）に対する消防同意を円滑に行うために必要な事務処理について定めるものとする。

### 第 2 節 同意事務処理手順

主事等又は指定機関から送付される許可申請書、確認申請書又は計画変更確認申請書及び予防規程第 7 条に規定する通知（以下この章において「確認申請書等」という。）は、次により取り扱うものとする。（別表 1～4 参照）

#### 第 1 確認申請書等の受領等

確認申請書等の受領等は、次により行うものとする。

##### 1 受領場所

- (1) 主事等から送付される確認申請書等

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所 2 階都市局建築指導部内  
消防局予防部査察規制課確認同意担当 Tel011-211-2243 Fax011-211-2823

- (2) 指定機関から送付される確認申請書等

ア 〒064-8586 札幌市中央区南 4 条西 10 丁目 札幌市消防局 3 階  
予防部査察規制課設備係 Tel011-215-2050 Fax011-281-8119

イ 〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所 2 階都市局建築指導部内  
消防局予防部査察規制課確認同意担当 Tel011-211-2243 Fax011-211-2823

##### 2 受領時間

確認申請書等を受領する時間は、土曜日、日曜日、休日及び年末年始の執務を要しない日を除く 8 時 45 分から 17 時 15 分までとする。

##### 3 受領方法

- (1) 主事等から送付される確認申請書等は、都市局建築指導部内において、予防部査察規制課確認同意担当（以下この章において「確認同意担当」という。）が直接受領するものとする。
- (2) 指定機関から送付される確認申請書等は、予防部査察規制課設備係（以下この章において「設備係」という。）又は確認同意担当が受領するものとする。
- (3) 指定機関から送付される確認申請書等の受領は、当該指定機関による持ち回りを原則とする。

ただし、受領時間内に確実に送付され、確実に受け渡しができる場合については、郵送、宅配便等によることができるものとする。

- (4) 前(3)の送付に係る費用は、当該指定機関が負担するものとする。

#### 4 図書の確認

- (1) 主事等又は指定機関から送付される確認申請書等は、当該確認申請書等の正本及び副本とする。この場合、予防規程第7条に規定する通知については、当該通知書によるものとする。

なお、指定機関に建築主から電子申請された確認申請書等については、取違え防止のための識別番号を記載して紙に出力したもの（以下「電子申請書」という。）1部とし、指定機関の責において電子申請された電磁的記録の内容と相違ない旨の証明（以下「原本証明」という。）とともに送付すること。

- (2) 指定機関から送付される確認申請書等については、当該申請書等に指定機関の名称及び代表者氏名の記載並びに押印、同意を依頼する旨、建築主からの申請方法及び原本証明、確認申請書等の返却方法、指定機関の担当者の氏名及び連絡先等が記載された送付書（様式1）及び建基省令第1条の3の規定による確認申請図書に不足がないかどうかを確認するものとする。なお、当該図書に不備があると認める場合は、指定機関に対し電話等の手段によりその旨を通知し、補正を求めるものとする。この場合、不備が補正されるまでの間は、同意期間から除くこととし、その旨を併せて通知するものとする。

#### 5 確認申請書等の搬送

- (1) 確認同意担当又は設備係が受領した確認申請書等は、第2.1の受付区分による分類を行い、それぞれの受付を行う場所に搬送するものとする。
- (2) 前(1)の確認申請書等の搬送は、庁内回報により行うものとする。

### 第2 確認申請書等の受付

確認申請書等の受付は、次により行うものとする。

#### 1 受付区分

- (1) 設備係において受け付ける確認申請書等
- ア 建基法第6条第1項第1号から第3号までに掲げる建築物のうち、延べ面積1,000㎡以上のものに係る確認申請書等
  - イ 建基法第6条第1項第1号から第4号までに掲げる建築物のうち、法第10条に規定する危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所に係る確認申請書等
  - ウ 建基法第6条第1項第1号から第4号までに掲げる建築物のうち、高圧ガス保安法第5条、第16条及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第36条、第37条の4の許可を要するものに係る確認申請書等
  - エ 建基法第6条第1項第1号から第4号までに掲げる建築物のうち、火薬類取締法第3条、第10条、第12条の許可を要するものに係る確認申請書等
- (2) 確認同意担当において受け付ける確認申請書等
- 前(1)に掲げる建築物以外の建築物に係る確認申請書等

## 2 受付方法

前1の確認申請書等は、消防情報管理システムにより受け付けるものとする。

## 第3 確認申請書等の審査

主事等又は指定機関から送付された確認申請書等は、次により審査を行うものとする。

### 1 審査区分

確認申請書等の審査は、第2.1の受付区分により受け付けた場所において行うものとする。

### 2 審査方法

確認申請書等の審査は、第1章第5節「審査上の留意事項」及び第6節「審査方法」により行うものとする。

### 3 是正指導

- (1) 前2の審査方法により、防火に関する規定に適合しないもので比較的軽微なものであり、かつ、主事等及び指定機関が補正を可能とする範囲内の軽微な不備や不明確な点の是正を行うことにより当該規定に適合することとなる場合は、当該確認申請書等の書面の是正を行うことができるものとする。この場合、不備事項等の連絡を主事等及び指定機関に行ってから、当該確認申請書の書面が是正されるまでの間は、同意期間から除くものとする。
- (2) 前(1)の是正は、確認申請書等の申請者の合意に基づき、当該申請者が行うものとする。
- (3) (1)の是正は、朱書きによる補正又は追加説明書により行うものとする。

なお、電子申請の場合は、不備事項等が是正された電子申請書で原本証明されたものへの差し替えにより行うものとする。

- (4) 当該是正について時間を要し、第1章第5節第1.12に定める期間内に処理できない場合は、その旨を主事等又は指定機関に電話等により連絡するものとする。

## 第4 審査結果の保存

第3により審査した結果については、消防同意調査書(様式2)に記載し保存するものとする。ただし、審査結果について、第5.1.(1)に定める様式により保存する場合は、当該保存方法により行うことができるものとする。

## 第5 確認申請書等の審査に基づく処理等

確認申請書等の審査に基づく処理等については、次により行うものとする。

### 1 同意書の作成等

- (1) 第3の審査を行った確認申請書等は、予防規程第6条(第7条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、「札幌市火災予防事務処理要綱」(平成9年3月14日。以下この章において「要綱」という。)第23条各号の区分に応じて次により建築許可等同意書を作成し処理するものとする。

ア 要綱第23条第1号に係るもの 要綱様式28

イ 同条第2号及び第4号(危険物製造所等(※1)及び指定対象物(※2)に限る。)に係るもの 要綱様式28の2

ウ 同条第2号及び第4号(前イ以外のもの)並びに同条第3号及び第5号に係るもの 要

網様式 29

※1 法第14条の2に規定する予防規程を定める必要のある製造所、貯蔵所又は取扱所をいう。

※2 政令別表第1に掲げる防火対象物のうち、消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置を必要とするものをいう。

(2) 前(1)の処理に係る決裁は、「札幌市消防事務専決規程」(昭和28年2月10日(消)訓令第1号)第2条に基づき行うものとする。

## 2 同意又は了承する場合の処理

(1) 確認申請書等が防火に関する規定に違反しないものとして同意(了承を含む。以下同じ。)する場合は、次のいずれかの方法により主事等又は指定機関に通知するものとする。

ア 確認申請書等の消防関係同意欄(予防規程第7条の通知は、当該通知書第1面の決裁欄)に、要綱別表5に規定する証印を表示し通知する方法

イ 前ア以外の方法により指定機関に対し通知する場合は、建築確認等同意通知書(様式3)に必要事項を記載し交付する方法

(2) 前(1)の規定により同意した場合は、消防法関係法令適用通知書(様式4、4-2)に必要事項を記載し、添付するものとする。また、少量危険物、火気設備等の設置に係る指導書等を必要に応じて添付するものとする。

(3) (1)の規定により同意した場合は、消防情報管理システムにより、その旨を入力するものとする。

## 3 不同意又は了承の場合の処理

(1) 確認申請書等が防火に関する規定に違反するとして同意できない場合は、建基省令別記様式の該当欄又は確認申請書等の該当欄に準ずる欄(予防規程第7条の通知は、当該通知書第1面の余白)に、要綱別表5に規定する証印を表示するとともに、主事等に対しては要綱様式30(予防規程第7条の通知は、要綱様式31)により、指定機関に対しては要綱様式30の2により通知するものとする。

(2) 前(1)の規定により不同意又は了承とした場合は、消防情報管理システムにより、その旨を入力するものとする。

## 4 指定機関に対する同意・不同意の通知

指定機関に対する同意・不同意の通知は、同意期間の終了日までに2又は前3に定める方法により、第1.1.(2)に定める場所において、直接指定機関に対して行うものとする。

ただし、直接通知することができない場合又は指定機関の要請を受けた場合は、同意期間の終了日までに、2又は前3に定める文書を郵送等の方法により発送し通知するものとする。この場合、電話等の手段により、文書を発送する旨予め指定機関に連絡するものとする。

なお、郵送等に係る費用については、当該指定機関が負担するものとする。

## 5 基準の特例適用の取扱い

2の通知を行う場合に、当該通知に係る建築物の計画について政令第32条又は条例第55条の規定に基づく基準の特例認定を行っている場合は、必要に応じて、要綱第38条第2項に規定する特例認定申請書(写)を添付するものとする。なお、同項ただし書の規定に基づく処理

を行った場合は、2.(2)の消防法関係法令適用通知書に、特例認定内容を記載するものとする。

## 第6 確認申請書等の返送及び返却

消防同意に係る処理を終了した確認申請書等の返送及び返却は、次により取り扱うものとする。

### 1 確認申請書等の返送

- (1) 消防同意に係る処理を終了した確認申請書等は、処理した場所から第1.1に定める場所へ返送するものとする。
- (2) 前(1)の返送は、第1.5の逆送により行うものとする。

### 2 確認申請書等の返却

- (1) 主事等から送付された確認申請書等は、都市局建築指導部内において確認同意担当が直接主事等に返却するものとする。
- (2) 指定機関から送付された確認申請書等は、書類の内容等について第1.4.(2)の送付書により照合を行い、返却書(様式1)に返却する年月日を記載し、原則として、第1.1.(2)の場所において直接指定機関に返却するものとする。ただし、指定機関が送付書において郵送、宅配便等による返却を希望する場合は、当該返却方法によることができる。
- (3) 前(2)の返却に係る費用は、当該指定機関が負担するものとする。

## 第7 消防同意の時期

確認申請書等は、原則として、主事等又は指定機関において意匠、構造、設備等に係る審査を行い、終了後、送付されるものとする。

## 第8 記録及び保存

- 1 主事等及び指定機関に対する同意事務処理の記録及び保存は、第2.2の受付方法、第5.2.(1)の同意又は了承する場合の処理及び第5.3の不同意又は不了承の場合の処理により、消防情報管理システムに入力することをもって行うものとする。
- 2 同意事務処理については、前1の入力による他、確認申請受付一覧(様式5)により保存するものとする。

## 第3節 確認通知事務処理手順

建基法第93条第4項の規定による通知（以下この章において、「確認通知」という。）は、次により処理を行うものとする。

### 第1 確認通知の受領等

#### 1 受領場所

第2節第1.1.(1)に定める場所とする。

#### 2 受領時間

第2節第1.2に定める時間とする。

#### 3 受領方法

- (1) 建築主事又は指定機関から通知される確認通知は、都市局建築指導部内において、確認同意担当が直接受領するものとする。
- (2) 指定機関から通知される確認通知の受領は、当該指定機関による持ち回りを原則とする。  
ただし、受領時間内に確実に送付され、確実に受け渡しができる場合については、郵送、宅配便等によることができるものとする。
- (3) 前(2)の通知に係る費用は、当該指定機関が負担するものとする。

### 第2 通知様式

確認通知の通知様式は、住宅については建基省令別記第3号様式による建築計画概要書、建築設備については建基省令別記第8号様式第2面によるものとする。

別表1

確認通知事務フローチャート

事務処理手順	処理要領
<pre> graph TD     A[主事等] -- 直接持参 --&gt; C[確認同意担当]     B[指定機関] -- 郵送等 --&gt; C     C --&gt; D[事務処理]     D --&gt; E[設備係へ送付]     E --&gt; F[各署へ送付]             </pre>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 確認通知は、確認同意担当が受領する。</li> <li>・ 確認通知の受領は、指定機関による持ち回りを原則とする。</li> <li>・ 紛失等のおそれがなく、確実に受け渡しができる場合は郵送等によることができる。</li> <li>・ 次に掲げる図書であることを確認する。             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 住宅 → 建基省令別記第3号様式</li> <li>② 建築設備 → 建基省令別記第8号様式第2面</li> </ul> </li> <li>・ 図書に不備がある場合は指定機関へ連絡し補正を求める。</li> <li>・ 事務処理を行う。</li> <li>・ 庁内回報により設備係へ送付する。</li> <li>・ 各署へ送付する。</li> </ul>

別表 2

主事等との同意事務フローチャート

- ▶ 設備係における事務の流れを示す。
- - - - -▶ 確認同意担当の事務の流れを示す。

事務処理手順	処理要領
<pre> graph TD     MS1[主事等] --&gt; CO[確認同意担当]     CO -.-&gt; EQ[設備係]     EQ --&gt; U[受付]     U --&gt; S[審査]     S --&gt; N1[補正事項等を通知]     S -.-&gt; N2[主事等から申請者への通知]     N1 --&gt; N2     N2 --&gt; C[補正]     C --&gt; SR[審査結果の保存]     SR --&gt; IS[同意書の作成]     IS --&gt; J[決裁]     J --&gt; EQ     J --&gt; CO     EQ -- 同意 --&gt; CO     EQ -- 不同意 --&gt; CO     EQ -.-&gt; HR[庁内回報] --&gt; CO     CO --&gt; MS2[主事等]     </pre>	<ul style="list-style-type: none"> <li>確認申請書は、確認同意担当が受領する。</li> <li>申請建築物の規模等に応じて区分けを行い、設備係が審査する確認申請書等については庁内回報により送付する。</li> <li>消防情報管理システムに入力し受付を行う。</li> <li>確認申請書等の不備事項を通知した当日からは是正を確認した日までの間は同意期間から除くこととする。</li> <li>是正に期間を要し、期間内に処理できない場合は、その旨を主事等に連絡する。</li> <li>審査の結果は消防同意調査書（様式 2）に記載し保存する。</li> <li>審査の結果に基づき、建築許可等同意書を作成する。</li> <li>審査結果にかかる決裁区分は、札幌市消防事務専決規程第 2 条に基づき行う。</li> <li>同意する場合は、確認申請書等の該当欄に証印を表示し通知する。</li> <li>同意する場合は、消防法関係法令適用通知書（様式 4、4-2）に必要事項を記載し添付する。また、必要に応じて指導書等を添付する。</li> <li>同意できない場合は、確認申請書等の該当欄に証印を表示するとともに要綱様式30（予防規程第 7 条の通知を行う場合は同様式31）により通知する。</li> <li>設備係が審査した確認申請書等については、庁内回報により確認同意担当へ送付する。</li> <li>確認申請書等については、全て確認同意担当から返却する。</li> </ul>



別表3

指定機関との同意事務フローチャート  
(電子申請以外)

————▶ 設備係における事務の流れを示す。  
- - - - -▶ 確認同意担当の事務の流れを示す。

事務処理手順	処理要領
<pre> graph TD     A[指定機関] -- "直接持参・郵送等" --&gt; B[設備係]     A -- "直接持参・郵送等" --&gt; C[確認同意担当]     B -- "庁内回報" --&gt; D[図書の確認]     C -- "庁内回報" --&gt; D     D --&gt; E[図書の追加]     E --&gt; F[審査の区分け]     F --&gt; G[受付]     G --&gt; H[審査]     H --&gt; I[補正事項等を指定機関へ通知]     I --&gt; J[指定機関から申請者への通知]     J --&gt; K[補正]     K --&gt; L[審査結果の保存]     L --&gt; M[同意書の作成]     M --&gt; N[決裁]     N --&gt; O[同意]     N --&gt; P[不同意]     O --&gt; Q[返却処理]     P --&gt; Q     Q -- "直接返却 事前通知 郵送等" --&gt; R[指定機関]     </pre>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 確認申請書は、設備係・確認同意担当が受領する。</li> <li>・ 確認申請書等の送付及び返却は、指定機関による持ち回りを原則とする。</li> <li>・ 紛失等のおそれがなく、確実に受け渡しができる場合は郵送等によることができる。</li> <li>・ 送付された確認申請書等に送付書（様式1）及び規定された図書が添付されていることを確認する。</li> <li>・ 送付された確認申請書等に不足があると認める場合は電話等により通知し、追加されるまでの間は同意期間から除く旨、併せて通知する。</li> <li>・ 申請建築物の規模等に応じて受付区分による分類を行い、それぞれの受付場所に庁内回報により搬送する。</li> <li>・ 確認申請書等に添付された送付書により内容を確認後、消防情報管理システムに入力し受付を行う。</li> <li>・ 確認申請書等の不備事項を通知した当日からは是正を確認した日までの間は同意期間から除くこととする。</li> <li>・ 是正に時間を要し、期間内に処理できない場合は、その旨を指定機関に連絡する。</li> <li>・ 審査の結果は消防同意調査書（様式2）に記載し保存する。</li> <li>・ 審査の結果に基づき、建築許可等同意書を作成する。</li> <li>・ 審査結果にかかる決裁区分は、札幌市消防事務専決規程第2条に基づき行う。</li> <li>・ 同意する場合は、次のいずれかの方法により通知する。 ア 確認申請書等の該当欄等に証印を表示し通知する方法 イ 建築確認等同意通知書（様式3）を交付し通知する方法</li> <li>・ 同意する場合は、消防法関係法令適用通知書（様式4、4-2）に必要事項を記載し添付する。また、必要に応じて指導書等を添付する。</li> <li>・ 同意できない場合は、確認申請書等の該当欄に証印を表示するとともに要綱様式30の2により通知する。</li> <li>・ 同意・不同意の通知は、直接行う。ただし、直接通知することができない場合は、郵送等により発送し通知する。</li> <li>・ 返却する確認申請書等の書類内容及び返却方法を送付書により確認し返却書（様式1）に必要事項を記載した上で添付し返却する。</li> </ul>

別表 4

指定機関との同意事務フローチャート  
(電子申請)

————▶ 設備係における事務の流れを示す。  
- - - - -▶ 確認同意担当の事務の流れを示す。

事務処理手順	処理要領
	<ul style="list-style-type: none"> <li>確認申請書は、設備係・確認同意担当が受領する。</li> <li>確認申請書等の送付及び返却は、指定機関による持ち回りを原則とする。</li> <li>紛失等のおそれがなく、確実に受け渡しができる場合は郵送等によることができる。</li> <li>送付された確認申請書等に送付書（様式1）及び規定された図書が添付されていること並びに指定機関により原本証明されていることを確認する。</li> <li>送付された確認申請書等に不足があると認める場合は電話等により通知し、追加されるまでの間は同意期間から除く旨、併せて通知する。</li> <li>申請建築物の規模等に応じて受付区分による分類を行い、それぞれの受付場所に庁内回報により搬送する。</li> <li>確認申請書等に添付された送付書により内容を確認後、消防情報管理システムに入力し受付を行う。</li> <li>確認申請書等の不備事項を通知した当日から是正されるまでの間は同意期間から除くこととする。</li> <li>指定機関から送付された補正図面が原本証明されていることを確認し、確認申請書等と差し替える。</li> <li>是正に期間を要し、期間内に処理できない場合は、その旨を指定機関に連絡する。</li> <li>審査の結果は消防同意調査書（様式2）に記載し保存する。</li> <li>審査の結果に基づき、建築許可等同意書を作成する。</li> <li>審査結果にかかる決裁区分は、札幌市消防事務専決規程第2条に基づき行う。</li> <li>同意する場合は、次のいずれかの方法により通知する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 確認申請書等の該当欄等に証印を表示し通知する方法</li> <li>イ 建築確認等同意通知書（様式3）を交付し通知する方法</li> </ul> </li> <li>同意する場合は、消防法関係法令適用通知書（様式4、4-2）に必要事項を記載し添付する。また、必要に応じて指導書等を添付する。</li> <li>同意できない場合は、確認申請書等の該当欄に証印を表示するとともに要綱様式30の2により通知する。</li> <li>同意・不同意の通知は、直接行う。ただし、直接通知することができない場合は、郵送等により発送し通知する。</li> <li>返却する確認申請書等の書類内容及び返却方法等を送付書により確認し返却書（様式1）に必要事項を記載した上で添付し返却する。</li> </ul>

送 付 書

(元号) 年 月 日

(あて先) 札幌市消防局長

指定確認検査機関名称  
代表者氏名

次の建築物に係る 申請書について、下記の関係図書を添付して送付しますので、  
消防法第7条に基づく審査を願います。

1 申請番号

2 建物所在地 区

3 建物名称

4 申請者(建築主)氏名

5 関係図書

(1) 建築基準法施行規則別記様式第 号 (2) 意匠図 (3) 衛生設備図

(4) 電気設備図 (5) その他 ( )

6 申請者(建築主)からの申請方法  電子申請  電子申請以外

※ 別添の確認申請書、図面・書類は、申請された電子文書の謄本であり、電子文書の記録内容と相違はありません。  
(電子申請に限る)

7 返却方法

8 担当 連絡先

きりとり

返 却 書

(元号) 年 月 日

指定確認検査機関名称  
代表者氏名

様

札幌市消防局長

(元号) 年 月 日付けで送付のあった次の建築物の  
のとおり返却します。

申請書について、下記

1 申請番号

2 建物所在地 区

3 建物名称

4 申請者(建築主)氏名

5 関係図書

(1) 建築基準法施行規則別記様式第 号 (2) 意匠図 (3) 衛生設備図

(4) 電気設備図 (5) その他 ( )

6 担当 連絡先

第 号 項			消 防 同 意 調 査 書									
対象物名					築造地							
受付日		年 月 日		同意日		年 月 日		管轄区		検査種別		
同 意		同意する 支障ない (指導なし, 指導あり)				申請内容				工事種別		
建築主	住 所					☎						
	会社名 役職					氏名		他人数 名				
設計者氏名							☎					
施工者氏名							☎					
防火地域		用途地域				敷地		㎡				
完成予定日		年 月 日			建築		㎡					
用途	1				機能的従属				みなし従属			
	2											
	3						全体構造		造り		外壁	
	4										屋根	
	5										床	
	6						開口部		1:防火戸 2:不燃建具 3:ドレンチャ			
内装	共用部		居室		その他		高さ		最高		軒高	
									m		31m超	
無窓階		1:全体 2:一部 3:その他										
防火区画		1:面積 2:堅穴 3:異種用途			火気設備		1:付せん指導 2:なし			危険物		
法9条の2 第61.71条		LPG 圧縮アチレン 熱風炉 炉 暖房設備 ボイラー 温風暖房機 給湯湯沸設備 サウナ設備 火花を生じる設備 変電設備 発電設備 蓄電池設備 少量危険物 指定可燃物 その他(ヒートポンプ冷暖房機, )										
システム評価		(消防防火システム 1:済 2:申請中) (総合操作盤 1:済 2:申請中) (ガス系消火 1:済 2:申請中) (ガス専焼発電 1:済 2:申請中) (放水型ヘッド 1:済 2:申請中) (操作盤確認 1:済 2:申請中)										
界壁	1耐火	非常照明	1法令	非常進入	1:非常用進入口 3:代替開口部 東 西 南 北			非常EV	1非該当 2設置 東 西 南 北 (基)			
	2準耐火	2自主										
3防火												
防災センター		(階側)		階段		特避		屋外		屋内		
								10号		7号		
										直通		
排煙設備	1:機械		屋上広場		公道-東 西 南 北			東-幅員		隣地 空地 ( m)		
	2:自然		周囲		私道-東 西 南 北			西-幅員		隣地 空地 ( m)		
3:面積		㎡					南-幅員		隣地 空地 ( m)			
							北-幅員		隣地 空地 ( m)			

第2章 消防同意事務処理手引き

面積	階数	無窓階	申請部分	申請外部分	合計	立駐投影				
						投影延べ面積 ( )				
特記事項	1：第49号（2㎡住宅） 2：第49号（2方向避難） 3：第49号（2方向避難開放） 4：消防予第 170号 5：渡り廊下第26号 6：渡り廊下第 260号 7：地下誘導灯第 515号 8：条例避難タラップ半固定避難梯子 【その他】 9：連送管放口10階以下2階層ごと 10：誘導灯S55札消予 547号消灯 11：誘導灯H6 消防予第89号高輝度 12：第 340号（2方向避難開放） 13：第 340号（2方向避難） 14：第 340号（開放型） 15：H7 指導第92号地階屋内栓特例 16：地下街と接続 17：地下鉄施設と接続			付属建物	棟名	階	面積	棟	構造	その他
	1									
令8区画	1：地階と上階が令8区画 【その他】 2：階数室ごと令8区画									
指示等	1：消防用設備    4：規則5条の2    7：火気設備 2：建築構造    5：令8区画    8：特例基準 3：内装    6：危険物施設    9：渡り廊下 【その他】			指示日	年 月 日					
					是正日	年 月 日				
同意日	年 月 日 札消 第 号				設計変更等	1：年 月 日				
変更等	1：面積の変更    2：間仕切りの変更    3：防火区画の変更 4：内装の変更    5：階数の変更    6：建具の変更 7：用途の変更    8：高さの変更 【その他】					2： 3： 4： 5：				
その他										
防災評定	年 月 日 号			摘要	建基法第 号	建築受付番号第 号				

第2章 消防同意事務処理手引き

消火器	法令区分(政, 条, 自) 設置の範囲(1:全体 2:地階 3:3階以上 4:無窓階 5:未設置 6:増設他既設 7:その他)
屋内消火栓	法令区分(政, 条, 自, 代) 設置の範囲(1:全体 2:地階 3:無窓階 4:4階以上 5:未設置 6:5階以上 100㎡以下 7:5階以上 200㎡以下 8:5階以上 100㎡区画 9:5階以上 200㎡区画 10:既設 11:増設他既設 12:その他) ポンプ( ) ℓ/min 水源( ) ㎡ 消火栓箱( ) 基 代替( ) 特例等( ) 非常電源( )
S P	法令区分(政, 条, 自, 代) 規則13条区画(1:全体 2:一部) 設置の範囲(1:全体 2:無窓階 3:31m超階 4:ヘッド増設他既設 5:地階 6:11階以上 7:未設置 8:規則13条対象外 9:その他) ポンプ( ) ℓ/min 水源( ) ㎡ 補助散水栓( ) 基 代替( ) 特例等( ) 非常電源( )
水噴霧	法令区分(政, 条, 自, 代) 設置の範囲(1:全体 2:駐車場 3:未設置 4:その他) ポンプ( ) ℓ/min 水源( ) ㎡ 消火栓箱( ) 基 代替( ) 特例等( ) 非常電源( )
泡消火	法令区分(政, 条, 自, 代) 設置の範囲(1:全体 2:駐車場 3:未設置 4:その他) ポンプ( ) ℓ/min 水源( ) ㎡ 薬量( ) ℓ 移動式( ) 基 代替( ) 特例等( ) 非常電源( )
不活性ガス	法令区分(政, 条, 自, 代) 設置の範囲(1:全体 2:駐車場 3:厨房 4:電気室 5:ボイラー室 6:未設置 7:その他) 薬量( ) ℓ 方式(1:全域 2:局所) 系統( ) 系統 移動式( ) 基 排出(1:自然 2:機械) ・排出電源 1:専用受電 2:自家発 代替( ) 特例等( ) 非常電源( )
ハロゲン	法令区分(政, 条, 自, 代) 設置の範囲(1:全体 2:駐車場 3:厨房 4:電気室 5:ボイラー室 6:未設置 7:その他) 薬量( ) ℓ 方式(1:全域 2:局所) 系統( ) 系統 移動式( ) 基 排出(1:自然 2:機械) ・排出電源 1:専用受電 2:自家発 代替( ) 特例等( ) 非常電源( )
粉末消火	法令区分(政, 条, 自, 代) 設置の範囲(1:全体 2:駐車場 3:厨房 4:電気室 5:ボイラー室 6:修理工場 7:未設置 8:その他) 薬量( ) ℓ 方式(1:全域 2:局所) 系統( ) 系統 移動式( ) 基 代替( ) 特例等( ) 非常電源( )
屋外消火栓	法令区分(政, 自, 代) 設置の範囲(1:全体 2:未設置 3:その他) ポンプ( ) ℓ/min 水源( ) ℓ 消火栓箱( ) 基 ホース格納箱( ) 基 代替( ) 特例等( ) 非常電源( )
動力消防ポンプ	法令区分(政, 自, 代) 設置の範囲(1:全体 2:未設置 3:その他) ポンプ( ) ℓ/min 水源( ) ㎡ 代替( ) 特例等( )
自火報	法令区分(政, 条, 自, 代) 設置の範囲(1:全体 2:地階 3:3階 4:無窓階 5:共同住宅用自火報 6:住戸用自火報 7:感知器増設他既設 8:その他) 受信機(主副 型 級 回線) (主副 型 級 回線) (副 回線) (副 回線) (副 回線) (副 回線) (副 回線) (副 回線) 特例等( ) 非常電源(1:蓄電 2: )
ガス漏れ	法令区分(政, 自, 代) 設置の範囲(1:全体 2:地階 3:未設置 4:検知器増設他既設 6:その他) 受信機( ) 型 級 回線 ( ) 型 級 回線 特例等( ) 非常電源( )
漏電火災	法令区分(政, 自, 代) 設置の範囲(1:全体 2:未設置 3:その他) 種別( ) 級 A ( ) 級 A ( ) 級 A 特例等( )
通報設備	法令区分(政, 自, 代) 設置の範囲(1:全体 2:未設置 3:その他) 装置(主副 階 場所) (主副 階 場所) 代替(1:電話 2:特例電話) 特例等( )
非警報	法令区分(政, 自, 代) 設置の範囲(1:全体 2:未設置 3:スピーカー増設他既設 4:その他) 非常ベル(1:該当) 自動式サイレン(1:該当) 放送設備(主アンプ W) 代替(1:自動火災報知設備) 特例等( ) 非常電源(1:蓄電 2: )

第2章 消防同意事務処理手引き

避難器具	法令区分(政, 条, 自, 代) 特例等 ( ) ( - ・種類 ) ( - ・種類 ) ( - ・種類 ) ( - ・種類 ) ( - ・種類 ) ( - ・種類 ) その他 ( )
誘導灯	法令区分(政, 条, 自, 代) 設置の範囲(1:全体 2:地階 3:無窓階 4:11階以上 5:未設置 6:増設他既設 7:令26条ただし書 8:その他 ) 種類(1:避難口 2:通路 3:客席通路 4:階段通路) 方式(1:減光型 2:点滅型 3:音声 4:消灯 5:その他) 特例等 ( )
消防用水	法令区分(政, 自, 代) 設置の範囲(1:全体 2:未設置 3:その他 ) 水量 ( m <sup>3</sup> 箇所 ポンプ ℓ /min ) ( m <sup>3</sup> 箇所 ポンプ ℓ /min) 特例等 ( ) ( m <sup>3</sup> 箇所 ポンプ ℓ /min) 非常電源 ( )
排煙	法令区分(政, 自, 代) 設置の範囲(1:全体 2:未設置 3:無窓階 4:未設置 5:100分の1以上の開口部 6:200分の1以上の開口部 7:その他 ) 特例等 ( ) 非常電源 ( )
連結散水	法令区分(政, 条, 自) 設置の範囲(1:地階 2:未設置 3:規則30条の2対象外 4:その他 ) 種別(1:閉鎖方 2:開放型) システム( システム) 代替:(1:SP 2: ) 特例等 ( )
連結送水	法令区分(政, 条, 自) システム( 系) ポンプ( ℓ ) 非常電源( ) 範囲(1:3階以上 2:未設置 3:その他 ) 特例等 ( )
	法令区分(政, 条, 自) システム( 系) ポンプ( ℓ ) 非常電源( ) 範囲(1:3階以上 2:未設置 3:その他 ) 特例等 ( )
非常コンセント	法令区分(政, 条, 自) 個数 ( 基) ポンプ( ℓ ) 非常電源( ) 範囲(1:地階 2:未設置 3:その他 ) 特例等 ( )
	法令区分(政, 条, 自) 個数 ( 基) ポンプ( ℓ ) 非常電源( ) 範囲(1:地階 2:未設置 3:その他 ) 特例等 ( )
無線通信	法令区分(政, 条, 自) 設置の範囲(1:地階 2:未設置 3:その他 ) 特例等 ( ) アンパ ( W) 非常電源 ( )
総合操作盤	法令区分(省, 自) 要件(1:5万m <sup>2</sup> 以上 2:15階以上 3:3万m <sup>2</sup> 以上 3:地下街千m <sup>2</sup> 以上 4:11階以上 1万m <sup>2</sup> 以上 5:特定5階以上 2万m <sup>2</sup> 以上 6:地下5千m <sup>2</sup> 以上 特例( ) 設置の範囲(1:全体 2:未設置 3:その他)
自動消火装置	法令区分(条, 自) 設置箇所( 箇所) 種類(1:フード・ダクト用) 2:レンジ用 3:フライヤー用) 薬剤(1:強化液 2:二酸化炭素 3:ハロゲン化物 4:粉末) 特例等 ( )

様式 3

札 消 第 号  
(元号) 年 月 日

指定確認検査機関名称  
代表者氏名 様

札幌市消防局長

建 築 確 認 等 同 意 通 知 書

(元号) 年 月 日付けて送付のあった下記の 申請書について、消防法  
(昭和23年法律第186号) 第7条の規定に基づき、同意します。

記

- 1 建 築 場 所 区
- 2 名 称
- 3 申 請 者
- 4 用 途 消防法施行令別表第1 項 ( )
- 5 規模・構造等 造 地上 階 地下 階  
延べ m<sup>2</sup>



札幌市 第 ( ) 号 (建)  
 (元号) 年 月 日

消防関係法令適用通知書

札幌市消防局予防部査察規制課

◎ この建物の消防法令上の用途は、消防法施行令別表第 1 ( ) 項 となります。			
◎ この建物には、消防法・札幌市火災予防条例に基づき○印の消防用設備等が必要です。			
◎ 今回の増改築(用途変更)に伴い、変更を生じる消防用設備等は、○印の設備です。			
1 消火器	11 自動火災報知設備	21 連結送水管	
2 屋内消火栓設備	12 ガス漏れ火災警報設備	22 非常コンセント設備	
3 スプリンクラー設備	13 漏電火災警報器	23 無線通信補助設備	
4 水噴霧消火設備	14 消防機関へ通報する火災報知設備	24 その他	
5 泡消火設備	15 非常警報設備	)	
6 不活性ガス消火設備	16 避難器具		
7 ハロゲン化物消火設備	17 誘導灯		
8 粉末消火設備	18 消防用水		
9 屋外消火栓設備	19 排煙設備		
10 動力消防ポンプ設備	20 連結散水設備		
◎ 上記設備のうち、下線付きのものは、工事着手の 10 日前までに工事整備対象設備等着工届出書を所轄消防署長に届出なければなりません。(平成 10 年 3 月 31 日付、札幌指導第 863 号中「軽微な工事の取扱いなど、消防用設備等に係る届出の簡素化について」に規定する工事を除く。)			
1 消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書	(◎ 工事完了後 4 日以内に○印の届出書を所轄消防署長		
2 防火対象物使用開始(内容変更)届出書	)に提出し、検査を受けなければなりません。)		
◎ この他、この建築物には次の届出書が必要です。			
1 防火管理者選任届出書	8 給湯湯沸設備・温風暖房機設置(変更)届出書		
2 防災管理者選任届出書	9 サウナ設備設置(変更)届出書		
3 消防計画作成(変更)届出書(防火管理)	10 ヒートポンプ冷暖房機設置(変更)届出書		
4 消防計画作成(変更)届出書(防災管理)	11 危険物許可申請書		
5 少量危険物・指定可燃物貯蔵取扱届出書	12 圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始届出書		
6 炉・厨房設備・ボイラー設置(変更)届出書	13 液化石油ガス設備工事届出書		
7 変電・急速充電・燃料電池・発電・蓄電池設備設置届出書	14 その他( )		
◎ 設置された消防用設備等については、定期的に点検を行い、その結果を(1年又は3年)に1回、所轄消防署長に報告して下さい。			
◎ 防火対象物定期点検報告の対象となりますので、その結果を1年に1回、所轄消防署長に報告して下さい。			
◎ 防災管理点検報告制度の対象となりますので、その結果を1年に1回、所轄消防署長に報告して下さい。			
◎ この建物は、次の事項に留意してください。(○印のもの)			
1 小屋裏、天井裏等に設置された感知器を維持管理するため、適当な位置に点検口等を設けてください。			
2 バルコニーに設ける避難ハッチは、仕切板等及びハッチ相互間の距離を 60cm 以上離してください。			
3 住戸等の外壁に設ける開口部は、他の住戸等の開口部から、直上 90cm、水平 90cm 以上離すこと。			
4 この防火対象物(・全体・部分)に使用されるカーテンの類及びじゅうたん等は防災処理が必要で			
す。			
5 火災予防条例の規定により、店舗等の部分は避難通路を有効に保有しなければなりません。			
6 火災予防条例第 59 条の 2 の規定により、各階に避難経路図の掲示と携帯用電灯の設置が必要です。			
7 新築の工事における防火管理者の義務付け			
ア 外壁及び床又は屋根で囲まれた部分が 11 階以上で、かつ、延べ面積の合計が 1 万㎡以上となったとき。			
(元号) 年 月 日から予定)			
イ 外壁及び床又は屋根で囲まれた部分の延べ面積が 5 万㎡以上となったとき。			
(元号) 年 月 日から予定)			
ウ 地階の外壁及び床で囲まれた部分の床面積が 5 千㎡以上となったとき。			
(元号) 年 月 日から予定) (裏面へ)			

※ 各種届出書の様式は札幌市役所のホームページ (<http://www.city.sapporo.jp/shobo/yoshiki/top.html>) からダウンロードできます。

検索方法: 札幌市役所 → 防災・防犯・消防 → 消防・火災予防 → 電子申請・書面申請

裏面

<p>8 防災指導（○印は、平成18年1月4日札消指導第685号の防火対象物に該当し防災指導を実施しました。）</p> <p>ア 軒高31mを超える建築物</p> <p>イ 百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗又は展示場で、3階以上の階又は地階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡を超えるもの。</p> <p>ウ 病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る）又は児童福祉施設等で5階以上の階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡を超えるもの。</p> <p>エ 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、ホテル、旅館、キャバレー、カフェー、バー、ナイトクラブ、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、で5階以上の階又は地階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡を超えるもの。</p> <p>オ 上記イ、ウ、エの用途が複合する建築物で5階以上の階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡を超えるもの。</p> <p>カ 地下工作物内建築物で居室の床面積の合計が1,500㎡を超えるもの。</p> <p>キ 上記ア～カに掲げる以外の4階以上又は軒高15m以上の建築物</p> <p>9 その他</p>
<p>◎ この建築物は、同意後、建築基準法施行規則第3条の2各号に規定する変更を行った場合、設備の変更が生じる場合がありますので、所轄消防署の指導を受けてください。</p> <p>◎ この建物は、次の○印に該当していますが、計画の変更等により要件に適合しなくなった場合、設備の変更が生じますので注意してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 総務省令第40号に基づく、二方向避難・開放型特定共同住宅等</li> <li>2 総務省令第40号に基づく、二方向避難型特定共同住宅等</li> <li>3 総務省令第40号に基づく、開放型特定共同住宅等</li> <li>4 総務省令第40号に基づく、その他の特定共同住宅等</li> <li>5 平成15年札消指導第939号の複合用途防火対象物における自動火災報知設備の取扱いについてに基づく特例措置</li> <li>6 消防法施行令第8条区画</li> <li>7 消防法施行規則第12条の2区画</li> <li>8 消防法施行規則第13条区画</li> <li>9 消防法施行規則第30条の2区画</li> <li>10 札幌市火災予防条例第43条第1項第2号区画</li> <li>11 昭和50年消防安第26号に基づく渡り廊下</li> <li>12 昭和57年札消予第260号に基づく渡り廊下</li> <li>13 その他</li> </ol>
<p>◎ 中間検査 しゅん工検査時に確認が難しいもの（消防上必要な防火区画の施工状況、消防用設備等の配管のしゅん工状況など）については、中間検査で確認することができます。</p>

札幌市第 号 (建)  
(元号) 年 月 日

消 防 法 関 係 法 令 適 用 通 知 書

札幌市消防局予防部査察規制課

◎ この建物の消防法令上の用途は、消防法施行令別表第 1 ( ) 項 となります。			
◎ この建物には、消防法・札幌市火災予防条例に基づき○印の消防用設備等・住宅用防災機器が必要です。			
1 消火器	8 粉末消火設備	15 非常警報設備	21 連結散水設備
2 屋内消火栓設備	9 屋外消火栓設備	16 避難器具	22 連結送水管
3 スプリンクラー設備	10 動力消防ポンプ設備	17 誘導灯	23 非常コンセント設備
4 水噴霧消火設備	11 自動火災報知設備	18 高輝度蓄光式誘導標識	24 無線通信補助設備
5 泡消火設備	12 ガス漏れ火災警報設備	19 消防用水	25 住宅用防災機器
6 不活性ガス消火設備	13 漏電火災警報器	20 排煙設備	
7 ハロゲン化物消火設備	14 消防機関へ通報する火災報知設備		
◎ 上記消防用設備等のうち、下線付きのものは、工事着手の 10 日前までに工事整備対象設備等着工届出書にて所轄消防署長に届け出なければなりません。(平成 10 年 3 月 31 日付け札幌指導第 863 号中「軽微な工事の取扱いなど、消防用設備等に係る届出の簡素化について」に規定する工事を除く。)			
◎ この建物は○印の届出書にて所轄消防署長に届出を行い、検査又は調査を受けなければなりません。			
1 消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書【工事完了後 4 日以内】 2 防火対象物使用開始(内容変更)届出書【使用開始の 4 日前まで】			
◎ この建築物は○印の届出書にて所轄消防署長に届出を行い、必要に応じて検査又は調査を受けなければなりません。			
1 防火管理者・防災管理者選任届出書 2 消防計画作成(変更)届出書 3 少量危険物・指定可燃物貯蔵取扱届出書 4 炉・厨房設備・ボイラー設置(変更)届出書 5 変電・急速充電・燃料電池・発電・蓄電池設備設置届出書 6 給湯沸湯設備・温風暖房機設置(変更)届出書 7 サウナ設備設置(変更)届出書 8 ヒートポンプ冷暖房機設置(変更)届出書 9 危険物許可申請書 10 圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始届出書 11 液化石油ガス設備工事届出書 12 その他( )			
◎ 設置された消防用設備等については、定期的に点検を行い、その結果を(1 年又は 3 年)に 1 回、所轄消防署長に報告して下さい。			
◎ 防災点検・防火対象物定期点検報告制度の対象となりますので、その結果を 1 年に 1 回、所轄消防署長に報告して下さい。			
◎ この建物は、次の事項に留意してください。(○印のもの) 1 小屋裏、天井裏等に設置された感知器を維持管理するため、適当な位置に点検口等を設けてください。 2 バルコニーに設ける避難ハッチは、仕切板等及びハッチ相互間の距離を 60cm 以上離してください。 3 住戸等の外壁に設ける開口部は、他の住戸等の開口部から、直上 90cm、水平 90cm 以上離すこと。 4 この防火対象物(・全体・部分)に使用されるカーテンの類及びびじゅうたん等は防災処理が必要です。 5 火災予防条例の規定により、店舗等の部分は避難通路を有効に保有しなければなりません。 6 火災予防条例第 59 条の 2 の規定により、各階に避難経路図の掲示と携帯用電灯の設置が必要です。 7 新築の工事中における防火管理者の義務付け ア 外壁及び床又は屋根で囲まれた部分が 1 階以上で、かつ、延べ面積の合計が 1 万㎡以上となったとき。 (元号) 年 月 日から予定 イ 外壁及び床又は屋根で囲まれた部分の延べ面積が 5 万㎡以上となったとき。 (元号) 年 月 日から予定 ウ 地階の外壁及び床で囲まれた部分の床面積が 5 千㎡以上となったとき。 (元号) 年 月 日から予定 (裏面へ)		◎ この建築物は、同意後、建築基準法施行規則第 3 条の 2 各号に規定する変更を行った場合、消防用設備等・住宅用防災機器の変更が生じる場合がありますので、所轄消防署の指導を受けてください。 ◎ この建物は、次の特例等が該当していますが、承認後、計画の変更等により特例要件に適合しなくなった場合、消防用設備等・住宅用防災機器の変更が生じますので注意してください。(○印のもの) 1 総務省令第 40 号に基づく二方向避難・開放型特定共同住宅等 2 総務省令第 40 号に基づく二方向避難型特定共同住宅等 3 総務省令第 40 号に基づく開放型特定共同住宅等 4 総務省令第 40 号に基づくその他の特定共同住宅等 5 平成 15 年札幌指導第 939 号の複合用途防火対象物における自動火災報知設備の取扱いによる特例措置 6 消防法施行令第 8 条区画 7 消防法施行規則第 12 条の 2 区画 8 消防法施行規則第 13 条区画 9 消防法施行規則第 30 条の 2 区画 10 札幌市火災予防条例第 43 条第 1 項第 2 号区画 11 木造共同住宅の地階屋内消火栓設備の特例 12 誘導灯( )部分 13 昭和 50 年消防安第 26 号に基づく渡り廊下 14 昭和 57 年札幌消第 260 号に基づく渡り廊下 15 その他	

※ 各種届出書の様式は札幌市役所のホームページ (<http://www.city.sapporo.jp/shobo/yoshiki/top.html>) からダウンロードできます。

検索方法：[札幌市役所](#) → [防災・防犯・消防](#) → [消防・火災予防](#) → [電子申請・書面申請](#)

裏面

- 8 防災指導（○印は、平成18年1月4日札消指導第685号の防火対象物に該当し防災指導を実施しました。）
- ア 軒高3.1mを超える建築物
  - イ 百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗又は展示場で、3階以上の階又は地階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡を超えるもの。
  - ウ 病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る）又は児童福祉施設等で5階以上の階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡を越えるもの。
  - エ 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、ホテル、旅館、キャバレー、カフェー、バー、ナイトクラブ、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、で5階以上の階又は地階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡を超えるもの。
  - オ 上記イ、ウ、エの用途が複合する建築物で5階以上の階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡を超えるもの。
  - カ 地下工作物内建築物で居室の床面積の合計が1,500㎡を超えるもの。
  - キ 上記ア～カに掲げる以外の4階以上又は軒高1.5m以上の建築物
- 9 小屋裏、天井裏等に設置する熱感知器は次のいずれかの防水型の熱感知器を使用してください。ただし、結露等による非火災報が発生するおそれがない場合は、防水型としないことができます。
- ア 差動式スポット型感知器2種・防水型
  - イ 定温式スポット型感知器1種・防水型（公称作動温度70℃～75℃）
- 10 その他

